生駒市行政改革大綱(案)

新元号元年度~新元号6年度

新元号元年 月

生駒市

当市では、●●元年●月に策定した「第6次生駒市総合計画」において、多様な生き方や暮らしをかなえる機会や場、人と人のつながりが豊かにあるまち(ステージ)で、主役である市民が、仲間を得て、夢をかなえ、輝く人生を送れるようまち全体が応援してくれる、そういうまちへと当市が進んでいくことを目指して、将来都市像を「自分らしく輝けるステージ・生駒」と設定した。あらゆる世代の市民が安全で安心して健康に暮らし、未来を担う子どもたちを育み、「生駒に住みたい」、「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちを築いていくため、まちの魅力を高めるための施策に積極的に取り組んでいる。

一方で、人口減少と少子高齢化、安全・安心への意識の高まり、ライフスタイルや価値観の 多様化など、大きく変化している社会経済構造に対応していくためには、将来にわたって持続 可能な行財政運営を続けていくことが必要となってくる。

また、高齢化の進行による社会保障関係費の増加、公共施設やインフラ施設の老朽化、厳しい財政状況、多くの職員が定年退職を迎えることによる職員の経験年数の低下など、当市の行財政運営に影響を及ぼす課題が山積している。

このような問題に対応するため、限られた経営資源を有効活用し、市民・事業者・NPO・各種団体等との協働による行政運営を行い、行政サービスの質と地域活力の維持・向上を図るとともに、既存の行政手法や組織の見直し、分野間の連携の強化、仕事の質の向上など柔軟な施策展開を図り、経営戦略的な取組を進める必要がある。

特に多額の費用を要する公共施設の更新については、生駒市公共施設マネジメント推進計画を策定し、公共施設の安全性及び機能性を維持し、人口推計やニーズ等を勘案した計画的な更新・統廃合を進めていく必要がある。

このように当市を取り巻く環境は一層厳しくなることが不可避であると予測され、市の将来を見据えた持続可能な行財政改革が急務であることから、これまでの行政改革大綱の考え方や基本理念を継承しつつ、さらに発展させた行政改革大綱を策定し、持続可能な行財政運営に努め、世代を超えて住み続けたい、未来に向けて住みたいまちを「次世代へつなぐ」ことを目指していく。

目 次

第	1	行政改革の背景と必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	1	これまでの行政改革の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
		(1) 提言と成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ĺ
		(2) 平成 24 年 3 月策定行政改革大綱 後期行動計画における成果と課題・・・・・・・・ 2	<u>)</u>
		(3) 市民満足度調査の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>)</u>
	2	生駒市を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	ĵ
		(1) 人口動向と推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		(2) 財政状況と見通し 7	7
		(3) 公共施設等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		(4) 暗昌数の堆移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	3	、	7
	Ü	行政改革大綱の継続・充実の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(2) 新たな行政改革大綱の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(2) 利になり以及手入欄の必要は	. <i>I</i>
∽	2	行政改革大綱の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	n
粐		11 成成年入編の基本的な考え力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. IJ
	1	第 0 次総告計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9) 1
		行政改革人綱の位直では、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>.</u>
	3	行政改革の日的······ 2	<u>′</u> I
	_		
第		目標と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>'</u> 'Z
	1	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>'</u> '2
	2	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	22
第	4	推進期間 (予定)	23
第	5	取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	24
	1	健全な財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	24
	2	歳入増につながる施策の創出、強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	25
	3	ファシリティマネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	26
		(1) ファシリティマネジメントの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	26
		歳入増につながる施策の創出、強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	4	市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	5	時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進・・・・・・ 2	9
		(1) 機能的な組織づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
		(2) 適正な定員管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
		(3) 人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-o
筜	6	推進手法	₹1
ית	1	推進体制······ 3	/ I 21
	1	(1) 生駒市行政経営会議····································) I) 1
)) 1
		(2) 生駒市行政改革推進委員会····································)) +
			١١ ١٠
	2	進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

第1 行政改革の背景と必要性

1 これまでの行政改革の取組

(1)提言と成果

当市における行政改革の取組は、昭和 57 年度から庁内プロジェクトチームなどを中心に推進してきたが、平成 18 年度からは、学識経験者、市民団体の代表及び公募市民で構成する生駒市行政改革推進委員会を設置し、外部組織の幅広い視点を取り入れて、「行政改革大綱」(計画期間:平成 19 年度~23 年度)を策定した。平成 24 年度からは、平成 18 年度策定の行政改革大綱の基本目標である「創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること」と、「協働」「効率」「自立」の 3 つの基本理念とを踏襲した「行政改革大綱」(計画期間:平成 24 年度~28 年度)を策定した。

「行政改革の取組]

年度		市の主な取組・対応
18	生駒市の入札制度改革に対する提言書	入札制度や契約制度の調査・見直しを実施し、公平で透明性
10	工物知中、ハハロ門及以牛にハックルロ目	の高い入札・契約制度を構築するため、電子入札の導入や入
		小人性・天の間及を構集するため、電子人性の等人(人
•	生駒市における効果的かつ公正な広聴の仕	法令遵守推進条例を平成 19 年 11 月に施行。「要望等記録制
	組づくりに向けた提言	度」や「公益目的通報」などの体制・制度を構築
•	補助金等の見直しに関する提言書	147 件中「廃止 と提言されたもの 18 件 (うち 13 件廃止)
19	未利用財産活用に関する提言書	今後も利用計画のない物件について売却
10	ALL	売却実績7件
		(土地 1,698.68 ㎡、建物延べ 113.45 ㎡)、計 111,307,000 円
•	適正で透明性の高い補助金制度の構築に向	「生駒市補助金交付規則」の制定及び「生駒市補助金制度に
	けた提言	関する指針」策定
•	事務事業のあり方に関する提言	この提言は、生駒市の事務事業全般(472 事業)について点
		検・評価を行ったもの
21	行政委員会委員報酬の適正化に向けた提言	行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業
		委員会及び公平委員会)の各委員報酬について、月額で支給
		していたものを、日額で支給するよう改正
	外郭団体に関する提言~外郭団体の自主	「廃止(解散)すべき」と提言された2団体(「生駒市土地開
	性・自立性の強化に向けて~	発公社」及び「(財)ふれあい振興財団」) のうち「(財)ふれあ
-		い振興財団」を解散
	議員及び特別職報酬等の適正化に向けた提	市長及び副市長の報酬 10%削減
	職員数及び給与等の適正化に向けた提言	職員数:907人(平成21年4月1日)
		→813 人(平成 30 年 4 月 1 日)
-	マ ト ゝ ,	特殊勤務手当の見直しを実施
	アクションプランに関する提言書	この提言は、平成19年3月策定行政改革大綱の前期アクションプランの検討し終期マクションプランな規 ラレースラ
		ョンプランの検証と後期アクションプランを提言として示したもの
22	補助金等の見直しに関する提言書	144 件中 36 件抽出し提言。36 件中「廃止」と提言されたもの
44	間の立みの元回しに因りる定言音	9件(うち4件廃止)
25	補助金等の見直しに関する提言書	138 件中 27 件抽出し提言。27 件中「廃止」と提言されたもの
20	IIIが水立が下下のに対するたけ目	9件(うち3件廃止)
		VII () DVII/IIII/

(2)平成24年3月策定行政改革大綱 後期行動計画における成果と課題

後期行動計画取組状況評価について、平成30年2月に行政改革推進委員会から次のとおり 評価された。

[後期行動計画取組状況評価(平成28年度末時点)]

評価区分	重点	項目	推進項目		項目 計	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
A:高い成果が得られた	4	28.6	2	28.6	6	28.6
B:予定どおりの成果が得られた	5	35.7	4	57.1	9	42.9
C:一定の成果が得られた	2	14.3	0	0.0	2	9.5
D: やや不十分な成果にとどまった	3	21.4	1	14.3	4	19.0
E:成果は不十分であった	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	14	100	7	100	21	100

A評価とB評価を合わせると全項目の 71%を占めており、計画的に取組が進められ成果が出ている。しかし、重点的かつ優先的に取り組むべき重点項目について、14項目のうち3項目がD評価、推進項目においても7項目のうち1項目がD評価となっており、これらの項目については、成果が得られなかった原因を分析し、今後の取組や施策につなげていく必要がある。また、継続的な取組によって一定の成果があった項目についても、この成果でとどまらず、さらなる市民サービスの向上のため、引き続き行政改革の推進に向け取り組んでいく必要がある。

(3)市民満足度調査の分析

前行政改革大綱は、真に必要なサービスを維持し生駒市自治基本条例のルールに基づき、第5次総合計画の実現によって「市民満足度の向上」を図ることを最終目的としており、平成29年5月に実施した「市民満足度調査」を前行政改革大綱の基本理念ごとに分類し分析を行った。

①「協働」(市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進)

後期行動計画取組状況評価においては、「協働」についての取組のうち「自治基本条例による協働の取組の推進」の3つの取組項目すべてがD評価であったが、市民満足度調査では、「協働」に関する設問6項目中4項目は満足度が上昇しており、「協働」については、現在の取組が一定の成果を得ているといえる。特に、「市民活動や地域活動の支援」の満足度が上昇している。当市としての協働の取組については、市民の理解を得、満足度が上昇しているが、地域の活動に関する満足度の上昇は見られなかった。また、市の情報発信に関しては満足度の上昇が見られるが、その情報の活用という点では課題が残る結果となった。

市民満足度調査結果(「協働」に関する設問)

No	「万革大綱 「万革大綱			
1	生駒市が実施している取組やサービスについて、現状の「満足度」をおたずねします。			
	市民活動や地域活動の支援	51	50	54
	情報公開 1(1)	51	49	52
2	生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。			
	1111-1 市民と行政がそれぞれの役割分担と責任に基づいてお互いの立場や特性を尊重しながら、協働によるまちづくりが行われている。	48	3	
	111-1 市民と市、市民同士が互いに対等な立場で相互に補完し合い、協働によるまちづくりが進んでいる。		50	52
	112-1 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。 1(1)	51	53	58
	112-2 市が発信している情報を市民が有効に活用している。 1(1)	53	53	53
	121-1 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。 1(2)	53	53	52

※「満足」を100点、「やや満足」を75点、「普通」50点、「やや不満」を25点、「不満」を0点として得点化。 年度によって設問が異なっている箇所は空欄としている。

②「効率」(経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供)

「効率」に関する設問9項目中8項目が平成24年度の調査から上昇しており、多くの取組が市民の中でも認識されており満足度の上昇につながっているとみることができる。

平成 24 年度からの比較ではポイントを下げた「ごみの減量や分別収集」についても、平成 29 年度には大きくポイントを回復しており、市民満足度については一定の理解があったと言うことができる。

市民満足度調査結果(「効率」に関する設問)

No	アン	ゲート項目	行革大綱	H24	H27	H29
1	1 生駒市が実施している取組やサービスについて、現状の「満足度」をおたずねします。					
		環境教育	2(4)	50	50	53
		ごみの減量や分別収集	2(4)	51	44	50
2	2 生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。					
		141-1 市民のニーズに基づく行財政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。	2(1)	47	50	51
		141-2 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。	2(1)	45	49	52
		142-2 質の高い公共施設の管理運営が、安定的に行われている。	2(3)	53	53	55
		331-1 5Rの意識が、市民や事業者に浸透している。	2(4)	53	58	59
		331-2 ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。	2(4)	60	64	65
		332-1 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。	2(4)	48	48	50
		332-2 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。	2(4)	50	57	57

③「自立」(自立した自治体への変革)

「自立」に関する設問 6 項目中 4 項目が上昇していることから一定の成果は得られている。 組織機構に係る設問について、設問「少数精鋭で効率的・効果的な組織体制」では、平成 24 年度から 7 ポイント上昇しているが、「社会情勢に合った柔軟な組織」に関する設問は、平成 24 年度からは変わっていない。「自立」に関する設問について、市民満足度調査の結果から一 定の成果があったと言うことができるが、これらの設問については、市民にとってわかりにく い部分でもあり、引き続き市民理解を得られるようわかりやすい情報を発信していく必要があ る。

市民満足度調査結果(「自立」に関する設問)

No	アンケート項目	行革大綱	H24	H27	H29
1	1 生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。				
	143-1 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も賄える強い財政運営が確立されている。	3(1)		43	49
	143-2 財政指標が健全な状態である。	3(1)		57	56
	143-3 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。	3(1)	45	42	51
	144-1 少数精鋭で効率的・効果的な組織体制となっている。	3(5)	42	44	49
	144-3 市役所は社会情勢に合った柔軟な組織になっている。	3(5)	53	48	53
	144-2 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。	3(4)		53	53

④市民満足度調査のまとめ

前行政改革大綱の基本理念である「協働」「効率」「自立」に関しては、満足度の上昇が見られ一定の成果を得られた。市民満足度調査全体としては、約6割の方々は生駒市に住んでいることに誇りを持っており、市政への市民意向の反映度、各施策の進捗実感度が上昇している。一方で市政への関心が低下し、市民の役割分担の取組が低下していることから、市民が求める情報を公開するとともに、的確で分かりやすい市政情報をニーズに合わせて提供することで、市政への関心を高め、市民のまちづくりへの参画意識を高めていくことが求められる。

2 生駒市を取り巻く状況

(1)人口動向と推計

①人口動向

当市は、平成30年10月1日現在で、総人口は120,118人、世帯数は50,061世帯となっており、平成25年11月の121,350人をピークに人口減少に転じている。

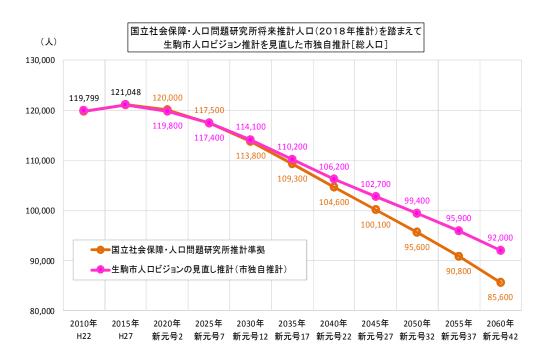
これまで、自然動態と社会動態の両方が増加することで大きく人口が増加してきた。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいとなっている一方で死亡数が増加し、出生数と死亡数が逆転し、自然増減はマイナスに転じている。 一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入と転出が逆転し、社会動態もマイナスに転じている。

②生駒市人口ビジョンによる総人口の推移

当市における過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに国が推し進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略※1 に基づく東京圏の一極集中の是正や、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略※2 に掲げる市内の子育て層への支援や市外からの子育て層の移住を促すための政策的な取組による効果を総合的に考慮して推計した結果、現状の人口規模から 2020 年をピークに本格的に人口減少に転じ、その後一貫して減少を続け、2060年には概ね9万2千人になると見込んでいる。

※1 まち・ひと・しごと創生総合戦略:地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目標として、 2015 年度から5年間の国の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策を まとめたもの。

※2 生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略:「女性が活躍しながら、安心して2人目、3人目の子どもを産み、育てられる先進的住宅都市・生駒」を目指すまちの姿として設定し、その実現を目指して、出生率の向上や子育て世帯の定住促進・転入増加を図るための基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

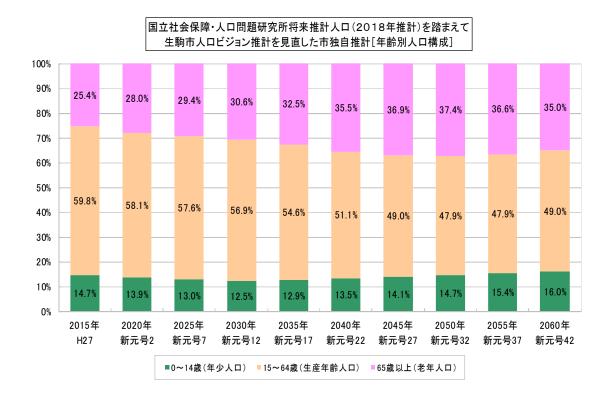


③年齢別人口構成の推移

1970年代の高度経済成長期から 1990年代前半のいわゆるバブル経済期まで、大阪府に隣接する地理的な好条件と大規模住宅地開発の進展に伴い、急激に人口は増加し続けたが、高度経済成長期以降に転入してきた世代が高齢化を迎えたことにより、2018年で 27.4%の老年人口比率 (65歳以上)は、2023年には 28.8%に、2050年には 37.4%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいる。

また、生産年齢人口比率は、2018年の58.5%から2023年には57.8%に、2050年には47.9%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいる。

年少人口比率 (14 歳以下) は、2018 年の 14.2%から 2023 年には 13.4%に、2030 年には 12.5%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいる。



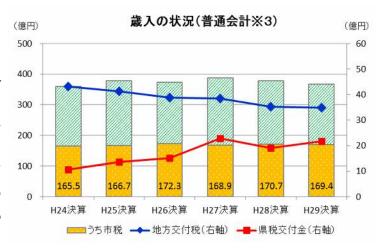
6

(2)財政状況と見通し

1. 財政状況

①歳入の状況

歳入総額の4割以上を占める市税収入は、近年170億円前後で推移しているが、生産年齢人口(15~64歳人口)が減少していることに伴い大幅な増収を見込むことができない。地方交付税※1については、毎年度5%程度減少しており、このような状況から、今後、一般財源※2の増加を望むことはできない。



※1 地方交付税:国税の一定割合の額が、標準的な行政サービスの実施にあたり一般財源が不足する地方公共団体に交付されるもの。

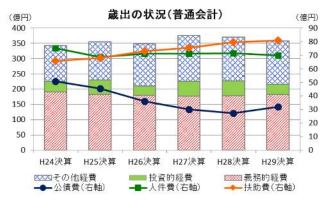
※2 一般財源:地方公共団体の収入のうち、使いみちを自由に決めることができる財源。地方税、地方交付税、 地方譲与税など。

※3 普通会計:地方公共団体の個々の会計範囲が異なっている中で、財政比較や統一的な掌握を行うため、地方

財政統計上統一的に用いられる会計区分。一般会計及び国の法令に基づかず市の条例に基づき設置している特別会計が普通会計。当市の場合、概ね、一般会計と公共施設整備基金特別会計を合わせたもの。

②歳出の状況

大規模な投資的事業の実施が続いたこともあり、歳出の総額は近年増加している。また、年々増加している社会保障関係費は、今後、老年人口の増加に伴い一般財源ベースで毎年度約2.5億円以上増えることが見込まれ、義務的経費が市の財政を圧迫する極めて厳しい状況である。加えて、平成31年度下半期から運営が開始される生駒北学校給食センターの運営費用が必要となるほか、平成32年度からは、小・中学校のエアコン設置に伴う公債費(市債元利償還金)、会計年度任用職員制度導入に伴う人件費が増加することや、公共施設の約半分が建設から30年以上経過し、保全・改修等の費用が必要となる。

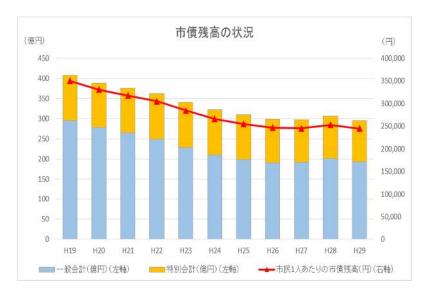




③市債残高、公債費の状況

○市債残高の状況

平成29年度に繰上償還を行ったこと等により、平成28年度と比較して8億2,200万円減少した。借入においては、平成31年度にエアコン整備で約6億円の借入、それ以降は平均的な借入を見込んでいる。



市民1人あたりの市債残高

	H29
一般会計	160,179 円
特別会計	84,735 円
生駒市の人口	120,636 人

生駒市の人口は10月1日現在

○公債費の状況

平成29年度に市債の繰上償還を行ったこと等により、公債費の歳出は平成28年度と比較して4億5,000万円増加した。今後も平成30年度から始まった生駒北小中一貫校整備に伴う償還により増加する見込みである。



市民1人あたりの償還額

	H29		
一般会計	27, 205 円		
特別会計	7,941 円		
生駒市の人口	120,636 人		

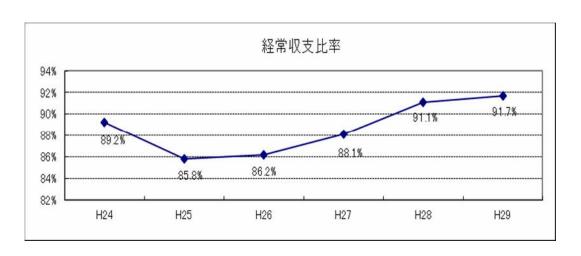
生駒市の人口は10月1日現在

④財政指標の状況

①から③を踏まえた財政指標の状況は次のとおりである。

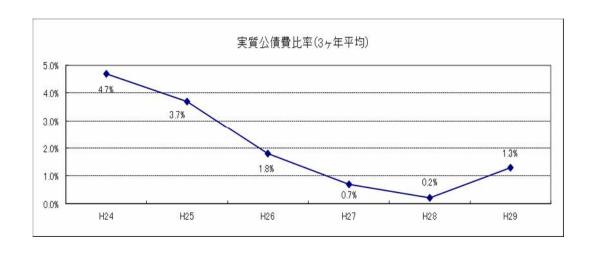
○経常収支比率

平成28年度以降、一般会計から病院事業会計に支出する負担金の増加等の影響から上昇(悪化)している。平成30年度以降も、介護や医療など社会保障関係費の増加とともに、上昇していく傾向にある。



○実質公債費比率

平成 29 年度は前年度と比較して、一般会計等の元利償還金が増え、下水道事業に係る対象額の計算方法の変更や病院事業の償還に係る準元利償還金も増加し、それらに係る基準財政需要額算入額も減少したことなどにより、単年度の比率は前年度 0.6%から 2.8%に上昇し、3 ヶ年平均でも 1.3%と上昇(悪化)した。今後においても、平成 30 年度から始まった生駒北小中一貫校整備に伴う償還により上昇(悪化)していく見込みである。



2. 今後の見通し(平成30年度中期財政計画に基づく)

○中期財政計画の目的

中期財政計画は、新規・主要事業を策定していく際の指針とするものである。限られた財源の中、財政の健全化を確保しながら、持続可能な財政運営を行うため、今後の5ヵ年の経常収支比率の見通しを明らかにするとともに、各年度における投資的経費への投資が可能な一般財源を試算した。計画は、国の施策等による変動が大きいことから、ローリング方式により毎年度策定している。

○計画策定にあたっての基本的な考え方

歳入について使途が特定されない一般財源、これを財源とする歳出の収支を試算した。従って国庫支出金、県支出金などの特定財源、これを財源とする歳出はこの計画には含んでいない。 ただし、将来の財政運営に影響を与える「市債」の借入は一定額を見込んでいる。

過去の決算状況等に基づく財政推計をもとにした。総務省発表資料等の将来伸び率も参考に した。

地方交付税(普通交付税)の基準財政需要額、同収入額の算定方法、地方財政計画等、地方 財政に関する制度その他国の施策は、平成30年度の例をもとにし、平成31年度以降も、基本 的には現行制度に変更がないものとしたが、平成31年10月以降は消費税率10%への引き上 げを見込むとともに税制改正等、制度改正を勘案して試算した個所もある。

経常的な歳入は厳格に見込むとともに、経常的な歳出は、社会保障関係費を一定の伸びを見込み、さらに、平成32年度以降は歳出抑制のため物件費等で年間4%の削減を見込んでいる。

○一般財源収支及び投資的経費等充当一般財源の見通し

平成30年度中期財政計画において予測する普通会計の一般財源収支及び投資的経費等充当一般財源の見通しは次のとおりである。

(単位:百万円)

	H30(参考)	H 31	H32	H33	H34	H 35
経常的な歳入①	23,313	23,313	23,313	23,313	23,313	23,313
臨時的な歳入②	4,220	2,656	2,667	2,641	2,602	2,613
歳入計(①+②)A	27,533	25,969	25,980	25,954	25,915	25,926
経常的な歳出③	22,463	22,673	22,787	23,324	23,006	23,627
臨時的な歳出④	2,831	2,300	2,298	2,300	2,238	2,162
歳出計 (③+④) B	25,294	24,973	25,085	25,624	25,244	25,789
投資的経費等充当 一般財源 A-B	2,239	996	895	330	671	137

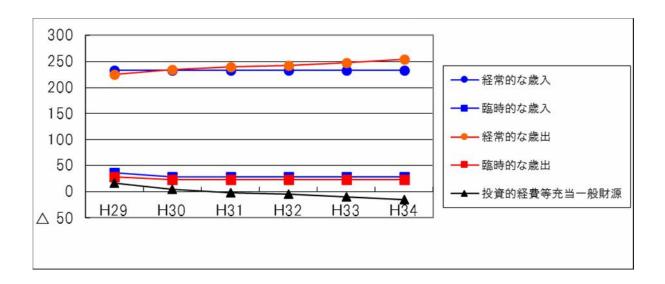
※H30はH30年10月時点の計画額である。

※H30 において、臨時的な歳入が H31 以降に比べて多額となっているのは、小中学校及び幼稚園へのエアコン設置のために、基金の繰入額を大幅に増額しているためである。

(参考)

平成 29 年度決算をベ ースに歳出増のみを 見込み、年間 4%の 削減のない場合

	H30(参考)	H31	H32	H33	H34	H35
経常的な歳入①	23,313	23,313	23,313	23,313	23,313	23,313
臨時的な歳入②	3,627	2,827	2,827	2,827	2,827	2,827
歳入計 (①+②) A	26,940	26,140	26,140	26,140	26,140	26,140
経常的な歳出③	22,499	23,433	24,043	24,293	24,793	25,363
臨時的な歳出④	2,831	2,337	2,337	2,337	2,337	2,337
歳出計 (③+④) B	25,330	25,770	26,380	26,630	27,130	27,700
投資的経費等充当 一般財源 A-B	1,610	370	△ 240	△ 490	△ 990	△ 1,560



○財政指標及び市債残高と積立基金残高の見通し

今後の普通会計における財政指標及び市債残高と積立基金残高の見通しについては、平成30年度生駒市中期財政計画において次のとおり予測している。

(単位:%、百万円)

	H30(参考) H31		H32	H33	H34	H35	
経常収支比率	94.5	95.4	95.8	98.1	96.8	99.4	
実質公債費比率	2.0	2.7	2.5	2.5	2.5	2.7	
市債残高	17,848	18,760	18,672	18,459	18,156	17,916	
積立基金残高	11,051	10,872	10,690	10,513	10,382	10,288	

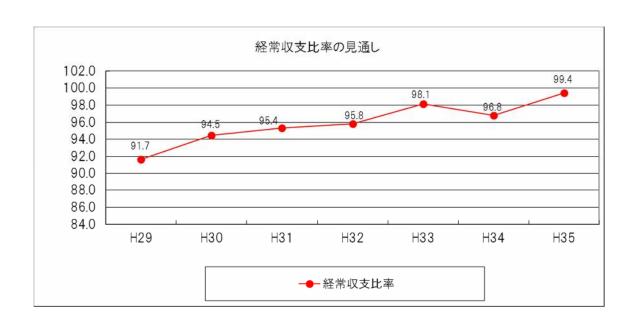
※H30はH30年10月時点の計画額である。

(単位:%、百万円)

(参考)

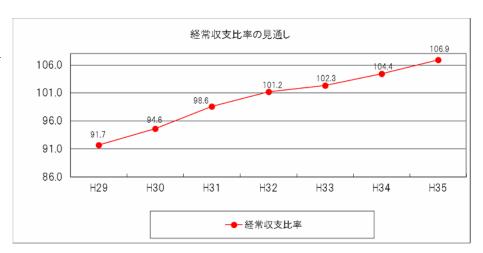
平成29年度決算をベ ースに歳出増のみを 見込み、年間4%の 削減のない場合

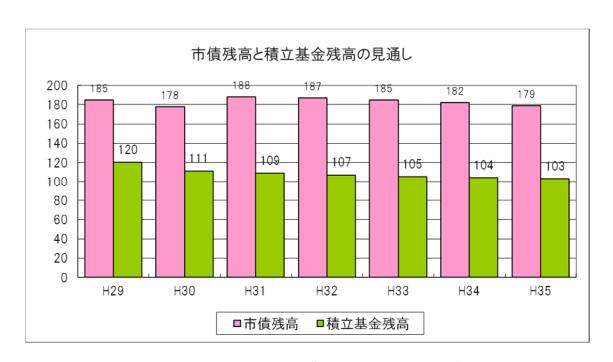
	H30(参考)	H31	H32	H33	H34	H35
経常収支比率	94.6	98.6	101.2	102.3	104.4	106.9
実質公債費比率	2.0	2.7	2.5	2.5	2.5	2.7
市債残高	17,848	18, 76 0	18,672	18,459	18,156	17,916
積立基金残高	11,051	10,872	10,690	10,513	10,382	10,288



(参考)

平成 29 年度決算をベ ースに歳出増のみを 見込み、年間 4 %の 削減のない場合





※市債残高は普通会計ベースであり、下水道事業、病院事業等を含んでいない。

【 市 債 】:市債は、道路や公園、下水道などの基盤整備、学校施設の建設・改修など、大型の建設事業等を行うための財源。公共施設の整備を行うには、一時的に多額のお金が必要となり、一度に支出するには負担が大きすぎるため、それを賄うために市債を発行し、財政負担の平準化を図る。市債の発行は世代間の負担を公平にする効果もあり、後世代も受益者として考えられる。

【 公 債 費 】:公債費とは、過去の市債の返済にかかる元利償還金と、一時借入金 の利子。

【積立基金残高】: 災害による突然の出費等、多額な費用が必要な事業を行うために積 み立てている貯金の残額。

【経常収支比率】: 地方税、地方交付税など使いみちが自由で毎年決まって収入される 財源の中に、人件費、公債費(借入金の返済金)などの毎年決まって 支出される経費がどれだけ占めているかを表す割合。この比率が低け れば、自由に使えるお金が多くなる。

【実質公債費比率】: 通常水準の行政サービスを提供するために必要な財政規模に対して、 実質的な公債費相当額がどの程度の割合になるかを示す指標。返済の 負担が多すぎないかチェックするもの。

【経常的な歳入】:市税や普通交付税など毎年度経常的に収支が見込まれるもの。

【経常的な歳出】:人件費、公債費、扶助費など毎年度経常的に支出されるもの。

【臨時的な歳入】:都市計画税や特別交付税など毎年度継続して収入が見込まれるものの、統計分類上、臨時的な歳入とされるもの。

【臨時的な歳出】:毎年度支出されるが、各年度の支出額に大きな差があるなど、統計 分類上、臨時的な歳出とされるもの。

【投資的経費等充当一般財源】: 支出の効果が資本形成に向けられ、ストックとして将来 に残るものに支出される経費、その他緊急又は特別の財 政需要が生じた場合にそれらに充てることができる財 源。主として道路、橋梁、街路、河川、下水道等の公共土 木関係施設、消防設備、学校等文教施設、治山治水施設、 農林施設、公民館等の新設、増設、改良事業等に要する事 業費、災害復旧事業費や他団体、民間の資産形成のため

の出資金、補助金等も含まれる。

以上のとおり、当市の今後の財政状況は、物件費等での年間 4%の歳出削減を行っても平成35年度(新元号 5年度)における経常収支比率が99.4%に至り、歳出削減を行わなければ経常収支比率が100%を超えるという非常に厳しくなる見通しである。

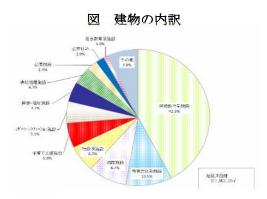
(3)公共施設等の現状

①公共施設等の現状

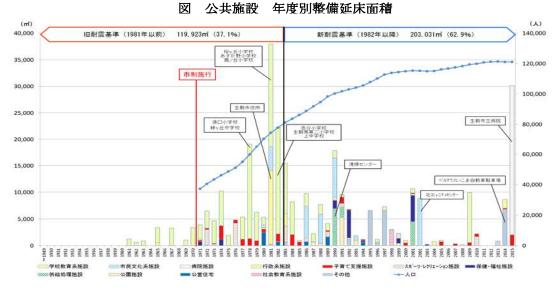
当市では、1971年の市制施行後、人口の急激な増加に併せて公共施設、インフラ施設を整備してきた。建築年度別の整備状況をみると、市制施行後、人口の急激な増加に併せて、学校教育系施設や幼稚園・保育園等の子育て支援施設を整備し、1990年以降は、コミュニティセンター等の市民文化系施設や清掃センター等の供給処理施設等を整備してきた。

保有する公共施設は、2015 年 11 月末時点で 128 施設 280 棟、総延床面積は 322,953.97 ㎡ で、用途別の保有状況は、学校教育系施設が最も多く、次いで市民文化系施設となっており、この 2 分類で全体の約 53%を占めている。

インフラ施設については、道路は 2015 年 3 月末時点で 607,402m 整備しており、道路面積は、3,203,879 ㎡となっている。橋りょうについては、現在のところ耐用年数 (60 年)を超えるものはない。上水道については、2014 年度末時点において、耐用年数 (40 年)を超える管路の割合は 14.8%であるが、10 年後には耐用年数を超える管路の割合は 47.4%と急激に増加する。下水道については、2014 年度末時点の下水道普及率は 65.8%となっているが、10 年後には整備開始当初に整備した管路が耐用年数 (50 年)を超えるため、整備と併せて保全・更新も行っていく必要がある。



(出典) 生駒市公共施設等総合管理計画



(出典) 生駒市公共施設等総合管理計画

②将来の更新費用の推計

現在保有している全公共施設を維持した場合、公共施設の更新費用※は今後40年間で1,345 億円、1年あたり33.6億円と推計している。これは、将来投資見込み額(1年あたり20.7億 円)の約1.6倍に相当し、全ての公共施設を同じ規模のまま維持し続けることは困難である。 インフラ施設については、今後40年間で977.1億円、1年あたり24.4億円の更新費用が必要 と推計している。

※生駒市公共施設等総合管理計画策定時に使用した総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの初期設定値による推 計

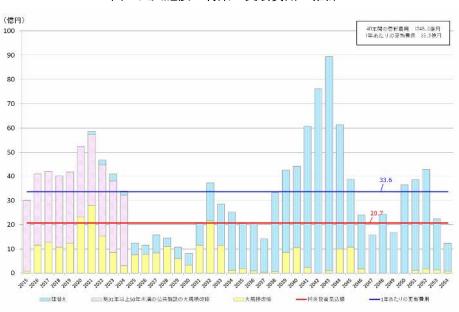
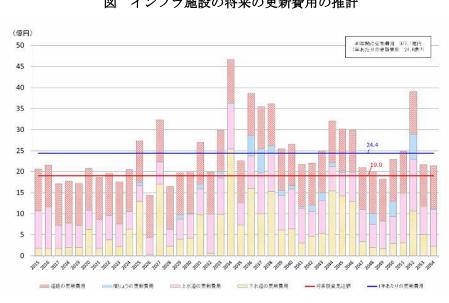


図 公共施設の将来の更新費用の推計

(出典) 生駒市公共施設等総合管理計画



インフラ施設の将来の更新費用の推計

(出典) 生駒市公共施設等総合管理計画

(4)職員数の推移

①職員数及び人件費の推移

職員数の推移をみると、平成 18 年度策定の行政改革大綱から一貫して職員数の適正化に取り組み、定員適正化計画を策定し、人員の見直しを行ってきたことから、正規職員数は平成 19 年度の 969 人から減少し、平成 30 年 4 月 1 日時点で 813 人となっている。





②年齢別職員構成の状況

平成29年4月1日時点の年齢別職員構成をみると、44歳~51歳の職員が251人、52歳~59歳の職員が180人となっている。持続可能な組織であり続けるためには、毎年度一定人数の新規・中途職員を採用することなどにより、世代に偏りのない職員構成とする必要がある。

	20歳 未満	20歳~ 23歳	24歳~ 27歳	28歳~ 31歳	32歳~ 35歳	36歳~ 39歳	40歳~ 43歳	44歳~ 47歳	48歳~ 51歳	52歳~ 55歳	56歳~ 59歳	60歳 以上	計
職員数(人)	3	41	68	72	45	60	98	123	128	94	86	1	819

平成29年4月1日時点





③退職者数の増加

今後15年間で約400人の職員が退職を迎えることになる。経験年数が大幅に低下することになるため、そのための対策をしっかり講じることが求められる。

3 行政改革大綱の継続・充実の必要性

(1)前行政改革大綱の取組を踏まえた課題

前行政改革大綱は、当市を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の特性を活かした魅力ある生駒市を実現するために、『創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること』を改革の基本目標とし、市民の積極的なまちづくりへの参画とともに、職員一人ひとりの創意工夫により、自律的に行動できる自治体を目指したものであった。

地域の実状を踏まえたまちづくり活動が継続的に展開されるよう、市民が行政と協働し、今まで以上に、より主体的に活動することが重要であり、市民と行政、議会との協働の実現に向けた自治の仕組をより確固たるものにするとともに、行政が果たすべき役割や市民ニーズを踏まえた効率的・効果的なサービス提供など、これまでの改革を継続・充実することを必要とした。

前行政改革大綱の成果は評価されているが、今後、財政状況がさらに厳しくなることが予想 される中、行政改革を進めていくためには、次の点について考慮すべきである。

- ○財政状況は今後より一層厳しさを増し、これまでの取組以上の改革が求められること。
- ○多様化する市民ニーズに対応し、かつ効率的な行政を実現するためには、市民、事業者等との協働が欠かせない。市民、事業者等との協働をさらに発展させるためには、今まで以上に信頼関係を築き、協働によるまちづくりを推進し、協働の場づくりや職員の意識改革に取り組まなければならないこと。
- ○これまでも職員数の適正化に取り組んできたが、今後、多くの職員が定年退職することと なっており、責任ある質の高い行政サービスを継続していくため機能的な組織づくりを推 進していくこと。

今後、行政改革のために必要な各項目の取組による成果についてあらためて検証し、より一層の行政改革に取り組んでいく必要がある。

(2)新たな行政改革大綱の必要性

わが国は本格的な人口減少社会に入り、総人口は今後確実に減少していく。当市の人口も、 平成 25 年をピークに人口の減少局面に入り、また、生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける社会保障関係費や公共施設・インフラ施設の老朽化による維持補修費等の上昇などにより、財政が硬直化しつつある。

このような厳しい社会経済環境の中においても、当市は、市民に一番身近な基礎自治体として、市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効果的に展開していくためには、 今まで以上に財政の健全化に取り組んでいく必要がある。

公共施設のマネジメントにあたっては、高度経済成長期以降に大量かつ集中的に整備してきた公共施設やインフラ施設が今後一斉に更新時期を迎え、これに伴う老朽化施設の対策経費の増大が予想される。こうした状況に対応するため、公共施設の適正管理のための取組を推進し、将来に負担を先送りにしないことが大切である。

さらに、市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効果的に展開し、地域で

の様々なニーズに対応していくためには、今まで以上に、市民、事業者等との協働によるまちづくりを推進していく必要がある。

また、わが国では、本格的な人口減少と高齢化を迎える中、住民の暮らしと地域経済を守るためには、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供する必要があることから、高齢化がピークと予想される 2040 年頃の自治体が抱える課題を整理し、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応を検討することを目的として、総務大臣主催の研究会「自治体戦略 2040 構想研究会 一人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するかー」が開催され、第2次報告が出されている。

そこでは、人口減少と高齢化により、若年労働力の絶対量が不足することから、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、AIやロボティクスによって処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスに任せ、職員は職員でなければできない業務に特化し、あわせて、新たな公共との協力関係を構築することなどにより、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるよう仕組を構築する必要があると報告されている。

当市においては、今後、多くの職員が定年退職する見込みとなっているが、持続可能な組織であり続けるためにも、職員・組織・仕事の質を向上させ、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革を進めるとともに、AI・ロボティクス・ICT※のさらなる利活用により、行政事務の効率化、環境に配慮した行財政運営に取り組むことが必要である。

これらのことから、自立した自治体であるためには、市民ニーズを的確にとらえながら、優先的・重点的に提供すべき行政サービスを選りすぐり、財源を安定的に確保する必要があるといえる。しかしながら、従来のような行政改革だけでは財源の確保には限界があるため、今後は、歳入を増やす取組を積極的に行うことも不可欠である。

※ ICT:情報通信技術。Information and Communication Technology の略称。

第2 行政改革大綱の基本的な考え方

1 第6次総合計画の推進

生駒市では、当市の最高規範である「生駒市自治基本条例」による市政運営の基本ルールに 則り、新元号元年●月に策定した「第6次総合計画」において、将来都市像やまちづくりの目標を明らかにするとともに、各分野の施策と取組を具体的に示してまちづくりを進めている。 「第6次総合計画」の概要は次のとおりである。

- ◎将来都市像 『自分らしく輝けるステージ・生駒』
- ◎まちづくりの目標
 - 「(1)安全で、安心して健康に暮らせるまち」
 - 「(2)未来を担う子どもたちを育むまち」
 - 「(3)人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち」
 - 「(4)人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」
 - 「(5)地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち」
 - 「(6)持続可能な行財政運営を進めるまち」

◎まちづくりの基本的な考え方

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、常に踏まえるべき共通の基本的な考え方は次のとおりである。

市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民である。市民主体のまちづくりの 基本ルールを定めた生駒市自 治基本条例等に基づき、市民 の参画、市民・事業者・行政 の協働を推進する。

自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」 (自分自身が行う)、次に「共助」(周囲や地域が協力する、 社会保険制度で支え合う)、そして「公助」(行政が支援し、 補完する)という考え方(補 完性の原理)を基本とする。

多様な主体との協創 によるまちづくり

◎行政経営の基本方針

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現するために、行政経営を行う上での基本的な方針。

(1)持続可能な社会を支える行政経営

人口減少・少子高齢化の進行、社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化、厳しい財政 状況、多発化する自然災害など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るが す変化が当市を取り巻いている。こうした複雑・多様化する社会ニーズの変化に対応する ため、分野間の連携を強化し、柔軟な施策展開を図るとともに、必要に応じて既存の行政 手法や組織を見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な行政経営を行う。

(2)証拠に基づく政策づくり

行政経営においては、限られた資源の中で政策の有効性を高めるため、政策目的を明確化し、目的に沿った成果が出るかを客観的なデータや証拠に基づいて検証しながら施策を立案する、証拠に基づく政策づくり(EBPM※1)を進める。そのもとで、政策実行後も成果を検証し、取組の改善を進めていく政策のPDCAサイクル※2を確立する。

※1 EBPM: Evidence Based Policy Makingの略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとすること。
※2 PDCA サイクル:「計画(Plan)ー実施(Do)ー評価(Check)ー改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組のこと。

◎戦略的なまちづくりの視点

今後 20 年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行とともに、これまでの大都市に通勤・通学する暮らし方に加えて、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし方、生駒で住み・働く暮らし方など、多様な生き方や多様な暮らし方(生活スタイル)が広がり、市民の「生活」、市民が属する「社会」、市民が暮らす「都市」、それぞれで構造上の変化が徐々に進むと考えられる。これらの構造変化に対応するためには、「生活」「社会」「都市」それぞれを関係・連動させながら、長期的な視野でこれまでの行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策を展開していくことが必要である。このことから、まちづくりを進めるに当たっては、下の3つの視点から戦略的に施策展開を図ることとする。

- (1)生活構造の視点
- (2)社会構造の視点
- (3) 都市構造の視点

◎計画期間:基本構想 2019年度~概ね20年間

基本計画 第1期:2019~2023年度

第 2 期:2024~2027 年度

第 3 期: 2028~2031 年度 第 4 期: 2032~2035 年度

第5期:2036~2039年度

2 行政改革大綱の位置付け

行政改革大綱は、仕事の仕組や方法の改革を通じて、「第6次総合計画」における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、さらに効果的・効率的な行政経営を推進するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものである。

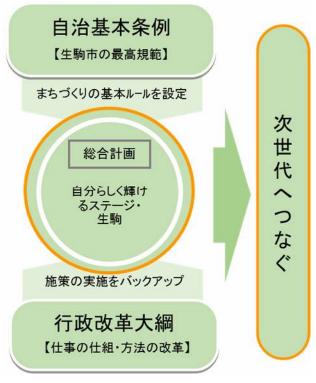
市民が求める質の高い多様なサービスを効率的に提供できる環境をつくりあげるためには、 自律型の自治体を目指した行政運営の改革を継続することが不可欠であることから、行政改革 の基本目標、基本方針は、前行政改革大綱の考え方を維持・継承する。

3 行政改革の目的

行政改革大綱では、行政組織や業務の簡素・効率化を中心に取り組んできたこれまでの行政 改革を継承しつつ、これらをさらに発展させ、成果志向、職員・組織・仕事の質の向上や市民 との協働を基調とした行政運営の仕組・規範の改革を実現し、財政の安定化を図ることで、自 律型の自治体への変革を遂げる。

今後、「市税の減少と社会保障関係費の増加」や「公共施設やインフラ施設の更新」が見込まれ、これらの課題に対して迅速かつ的確な対応ができなければ、行財政運営に重大な影響を及ぼすこととなり、市民サービスの急激な低下を招くことが想定される。こうした困難な局面に陥ることなく、引き続き市民にとって住みやすさを実感できるまちづくりを推進していくためには、徹底した行財政改革を行い、歳出削減等に取り組む必要がある。

これによって、真に必要なサービスを維持し、生駒市自治基本条例のルールに基づき、第6 次総合計画を実現することで、現在と将来の負担を平準化し、持続可能な行財政運営に努める ことにより「次世代へつなぐ」ことを最終目的とする。



第3 目標と方針

1 基本目標

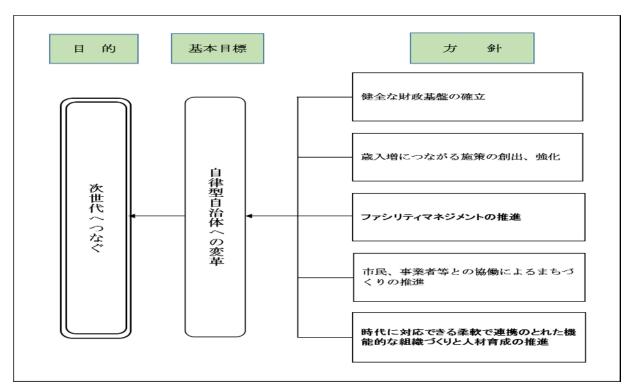
市を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の特性を活かした魅力ある生駒市を実現するために、『創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること』を改革の基本目標とし、市民の積極的なまちづくりへの参画とともに、職員一人ひとりの創意工夫により、自律的に行動できる自治体を目指す。

限られた資源の中でより質の高い行政サービスを提供するために、 目標を共有し、創意工夫のできる自律型自治体を目指す。

※基本目標については、委員の意見を踏まえて変更の可能性あり

2 基本方針

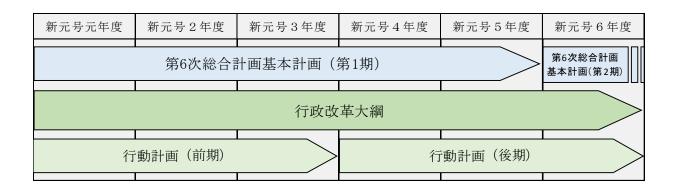
基本目標である「自律型自治体への変革」を実現するために、市民への情報公開を基本としながら、「健全な財政基盤の確立」「歳入増につながる施策の創出、強化」「ファシリティマネジメントの推進」「市民との協働によるまちづくりの推進」「時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進」の5つの方針に基づいて、行政運営の仕組・規範の改革に取り組む。



第4 推進期間(予定)

行政改革大綱の推進期間は、新元号元年度から新元号6年度までの6年間とする。

この行政改革大綱で掲げた目標を実現するために、具体的な取組を「行動計画」として定め、 その取組期間を前期(3年間)と後期(3年間)に分け、毎年度、取組項目ごとに目標の達成 状況・効果を検証し、社会環境等を踏まえ、必要に応じて行動計画の見直しを行っていく。



第5 取組方針

1 健全な財政基盤の確立

人口減少と少子高齢化が進むなか、当市が持続的に発展を遂げるためには、安定した財政基盤の確立が必要不可欠である。施策の推進に当たっては、総合計画に基づく進行管理、中期財政計画の財政収支見通しや財政判断指標に留意した選択と集中、効率的で効果的な行財政運営を行う必要がある。

そのためには、自主財源の中心となる市税収入の向上を図るため、市税等の徴収対策の強化による徴収率の向上に努めるほか、国や県などの補助制度の有効活用、サービスの受益者である利用者と未利用者との負担の公平性を確保する適正な受益者負担の設定など、引き続き財源の確保に努める。

また、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応し、事務事業の見直しや執行管理の徹底など、経常的な経費を中心とした歳出の削減と重点施策の選択実施などの計画的な行財政運営や、近隣市町村との連携による事務事業の共同化など、総合的な視点に立った広域的行政の推進に取り組み、防災・防犯・社会保障等の市民生活に安心感を与える分野や市の発展につながる戦略的な分野に財源を重点的に配分できる持続可能な行財政体制を構築し、施策・事業の成果を検証する仕組を運用することで、平成32年度から平成36年度の5年間で10億円の経費の削減を目指す。

【主な取組項目】

- \bigcirc
- \bigcirc
- \bigcirc
- \bigcirc

2 歳入増につながる施策の創出、強化

生産年齢人口の減少により大幅な増収が見込むことができない状況の中、社会保障費の増加などに対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、歳出の削減に取り組むだけではなく、歳入を増やす取組を進める必要がある。

- ○歳入の基礎部分である住民税、固定資産税を増やすためには、住宅都市としてのこれまでの取組に加えて文化事業や多様な働き方を可能とする創業支援、コワーキングオフィスの整備などの取組を行うことで転入を促進する。
- ○大都市への近さを活かして農業に取り組み、さらには農業の6次産業化を促し、地域の魅力や 資源の洗い出しを行って地域を活性化する。
- ○空き家は比較的安価であり子育て層にとって魅力的であるため、転入促進が期待できるとともに、空き家のリノベーションは地元事業者の活性化や雇用の促進など経済効果が期待できると同時に、住宅の評価額が高まり固定資産税の増加も見込むことができるため、空き家対策の取組を強化する。
- ○まちづくりへの想いを持つ市民の受け皿を整え、まちづくりに活かす仕組を構築して、ふるさと納税等寄付の更なる促進に取り組む。
- ○市民生活の利便性の向上、快適性の維持向上や子育て・教育環境の整備等による生駒の魅力の 発信、企業・大学等との産学官連携等世の中の取組に常にアンテナをはり、新たな財源確保策 を進める。

【主な取組項目】

- \bigcirc
- \bigcirc
- \bigcirc
- \bigcirc
- \bigcirc
- \bigcirc

3 ファシリティマネジメントの推進

(1)ファシリティマネジメント※の課題

当市は、高度経済成長期以降に、住宅地として大規模な開発が進み、人口が急増したことに伴い、学校をはじめとする公共施設やインフラ施設の整備を進めてきた。しかしながら、少子高齢化の進行による人口構造の変化やライフスタイルの多様化により、公共施設へのニーズ、利用実態は大きく変化してきている。

このような状況の中、これらの公共施設等は、建設後の経過年数から老朽化が進み、一斉に 更新時期を迎えることとなり、日常の維持管理費に加え、保全や更新等に多額の費用が必要と なることから、財政を圧迫することが予想される。そのため、市民が安心して利用できる状態 で維持していくためには、公共施設の現状をハードとソフトの両面から把握し、「選択と集中」 の観点から、計画的な更新・統廃合等を図り、将来必要となる修繕・更新費用を最小化・平準 化していくことが必要となる。

※ファシリティマネジメント:企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動 | のこと

(2)今後の取組

①生駒市公共施設マネジメント推進計画の策定

公共施設のマネジメントにあたっては、「生駒市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針を推進するため生駒市公共施設マネジメント推進計画を策定し、「長寿命化の推進」「公共施設等の適正配置」、「民間活力の導入」に取り組む。今後、早期に各施設の現状把握や将来予測等を踏まえた評価を行い、推進計画に沿った統廃合や複合化などを進めるとともに、余剰となる施設や施設の空きスペースについては、新たな活用方法を検討し、老朽化等により安全性が確保できない施設については、廃止や処分等を進める。道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設などのインフラ施設については、長寿命化対策を行うなど適正な施設管理を行う必要がある。

また、今後も活用していく公共施設については、生駒市公共施設保全計画に基づき、先を見据えた予防的な維持管理・保全を徹底し、公共施設の利用者が安心安全に利用できるように、建築物の安全性及び機能性を維持し、長寿命化を図るとともに、維持補修費に係る経費の将来見通しを把握し、財政負担の平準化も図りながら計画的な保全改修を進めていく。

②個別施設計画の策定

生駒市公共施設マネジメント推進計画に基づく取組の推進にあたっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として「個別施設計画」を策定し、各施設の維持管理や更新等の実施方法を示す。対象となる公共施設やインフラ施設について、これまでの各施設の実情等を踏まえながら、個別施設毎に対策の内容や時期等を定める。

今後、生駒市公共施設マネジメント推進計画に基づき実施する個別施設毎の対策やその適切な進捗管理により、公共施設等の中長期的な維持更新費用の縮減を図る。

【主な取組項目】

- \bigcirc
- \bigcirc

基本計画

公共施設等総合管理計画

今後の公共施設等について の基本的な方向性を示すも のであり、公共施設マネジ メントを推進する上での基 本方針となる。

公共施設マネジメント 推進計画

公共施設等総合管理計画に 掲げる基本方針を推進する ため、施設類型ごとに各施 設の今後の方向性を定める 行動計画となる。

実施計画

個別施設計画

左記行動計画に基づく個別 の公共施設マネジメントの 実施内容を示す計画とな る。

4 市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進

当市が、多様化する市民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するためには、市民、事業者、NPO、各種団体等、多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組の価値を共有し、いかに協創できるかを徹底的に考え、実情に応じた支援、事業者、大学等の学校との産学官連携や、市民と共に汗をかき、共に創り出すことが大切である。

当市では、既に様々な形で市民の力が発揮された取組がなされ、地域社会において欠かすことができない力となっている。

市民、事業者等との協働によるまちづくりを推進し、市民、事業者等と行政が価値を共有し、充実した公共サービスを提供していくためには、まずは市民、事業者等の提案に耳を傾け、引き続き協働の環境整備や場づくりを行っていくとともに、市民協働を実現するために必要な地域の実状把握、信頼関係の構築などに努めつつ、職員一人ひとりの意識改革や対応能力の向上に積極的に取り組み、職員から市民へ歩み寄る必要がある。

また、計画策定や事業実施等での市民参画の一層の推進、「新しい公共」の担い手である市民自治協議会の設置に向けた取組強化、市民に信頼される開かれた市政を推進するために、広報紙やホームページをはじめ、様々な手法を通じて、市民が市の現状を把握できる情報を公開するとともに、行政の活動について、計画段階から積極的な情報提供を行い、市民が市政に参加・参画しやすい環境づくりを推進していく。

【主な取組項目】

- \bigcirc
- \bigcirc

5 時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材

育成の推進

(1)機能的な組織づくり

人口減少社会や多様化する市民ニーズなどに適切かつ柔軟に対応していくためには、効率的で効果的な組織体制の整備を進める必要がある。そのためには、AI、ロボティクス、ICTの更なる利活用により生産性の向上、事務の効率化を進めるとともに、施策を中心にした組織づくりを推進し、類似、関連業務について業務の統合、窓口の一本化を行うなど、市民から分かりやすく、利用しやすい組織体制を構築する必要がある。

また、単に組織のスリム化を行うだけではなく、職員の意欲・能力の向上により、業務の質を上げるなど、限られた人員で対応できる組織体制の構築にも取り組む必要がある。

(2)適正な定員管理

当市では、平成 29 年 4 月 1 日時点の年齢別職員構成をみると、32 歳~39 歳の職員が 105 人、40 歳~47 歳の職員が 221 人と世代で偏った職員構成となっている。今後 15 年間で約 400 人の職員が退職し、経験年数が大幅に低下することになることから、持続的で安定的な市民サービスを維持するためには、長期的な視点で計画的に職員を採用していかなければならない。

「自治体戦略 2040 構想」では、「スマート自治体への転換」を自治体の課題として挙げ、その中で、「従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組」が必要とされており、今後の行政需要の動向等を勘案し、機能的な組織づくりと適正な人員配置を行いながら、常にその時点における適正化を図っていく必要がある。

(3)人材育成の推進

当市の職員数の現状を鑑みると、事業の実施や健全な経営を持続することが難しく、自治体間競争に勝ち抜くことが困難になることが心配される。これを打破し、迅速かつ適正な意思決定を行い、質の高い公共サービスを提供するためには、職員一人ひとりが自己の能力開発や部下育成を他人事ではなく、自分自身の問題として意識するよう、人材育成について徹底的に意識改革し、積極的に能力開発に取り組むと同時に実際の行動・成果を生み出していくことが不可欠である。職員の資質や能力の向上のため、職務のスキルアップ・指導力アップを図る様々な研修、AI、ロボティクス、ICTなど情報化の推進に対応できる人材育成、職員として身に着けておくべき接遇に関する研修等を引き続き実施し、職員の意識改革、政策形成能力、創造的能力の向上を図り、まちづくりへの情熱と意欲を持ち新たなことに挑戦する職員の育成を進める。

また、人事評価制度を活用して意欲と能力を持った人材を育成するとともに、職員が能力を存分に発揮できるよう適材適所に人員配置を行い、活力のある職場風土にする。

さらに、民間企業などで培った職務経験や能力を生かし、即戦力として活躍できる多様性の ある人材を確保するために、職員の中途採用を行い、市民との協創を担うなど、職場内に新し い風が吹くことで、職員の成長につなげるとともに、競争意識を醸成する。

【主な取組項目】

- $\bigcirc \bullet \bullet \bullet \bullet$
- \bigcirc
- \bigcirc
- \bigcirc

第6 推進手法

1 推進体制

(1)生駒市行政経営会議

この行政改革大綱に基づく取組は、市長、副市長、教育長、水道事業管理者とすべての部長で構成する生駒市行政経営会議を中心に、生駒市行政改革推進委員会からの答申を尊重し、全庁的に推進する。

行政経営会議では、行政改革大綱などの基本的な方針や具体的な取組項目などを審議・決定するほか、取組の的確性、改善の可能性、各方面への影響等について、全市的な視点のもとに調整を図る。

また、行政運営・各種施策の改善等に係る各種審議会、委員会等の提言・報告事項に対するフォローアップを徹底する。

さらに、副市長が部局間にまたがる課題の調整役を担う中で、部長級職員においては、「所管する部門」の責任者としての役割に加え、行政経営会議のメンバーとして、行政改革に関する計画立案、全市的な課題の解決や取組の実施について一定の責任を持って参画する経営層の一員という立場を担うことを明確に位置付けるものとする。

行政経営会議での決定事項、調査事項等については、行政内部のパソコンネットワークをさらに有効に活用することにより、より早く、より確実にすべての職員に周知し、情報のフラット化(職員間の情報格差の解消)を図るなど、各部の所属職員への周知・徹底の効果的な手法を構築する。

(2)生駒市行政改革推進委員会

行政改革の基本的な考え方、重点的に取り組むべき事項、取組の進捗については、学識経験者、団体代表、公募市民で構成する「生駒市行政改革推進委員会」から、専門的な見地や市民感覚など多様な角度からの意見・提言を受け、より効果的に行政改革を推進していく。

(3)生駒市議会

市議会では既に、議会運営等の様々な改善を実施されるとともに、特別委員会を設置して改革に取り組まれているところである。

議会については、自治基本条例において、市民・行政とともに生駒市のまちづくりを進める立場 に位置付けられ、効率的・効果的な組織運営が要請されている。

今後、市議会におかれては、市の行政改革の取組も勘案しつつ、さらに効率的でより透明性の高い議会運営に向け、議会内部の改革に取り組まれることが望まれる。

また、行政運営についての提案・提言を行うことも議会の重要な役割であるとの認識のもと、市全体の改革の推進に寄与する取組の充実が望まれる。

(4)外郭団体

行政を補完し、公共的なサービスを効率的に提供するために設置され、市と人的・財政的に密接

な関連を有する外郭団体においては、行政需要や社会環境の変化に対応した見直しを継続している ほか、その経営状況を公表するなどの取組を進めてきた。

市全体の行政改革をより効果的に推進し、市民ニーズに適ったサービス提供につなげるため、外 郭団体においても、市と一体になって、事業効果や経営状況等の検証を行うなど、団体の自主性や 自立性を確保しながら一層効果的で効率的な運営が要請される。

2 進行管理

この行政改革大綱の推進に当たっては、基本方針に基づく具体的な取組項目とその目標を示す「行動計画」を定めて取り組むものとする。

計画は、毎年度、行政経営会議において、取組の実施内容を確認し、前年度末の進捗状況についての評価を実施する。

進捗の評価に当たっては、取組を実施したかどうかではなく、それぞれの取組項目の目標を達成したか(成果はあったか)という視点を重視して実施するものとし、数値目標を設定する項目については、推進期間の最終年度の目標値だけではなく、毎年度ごとに達成すべき目標数値を明確化することとする。

その進捗状況や成果については、現在も取り組まれている「部の仕事目標(部長マニフェスト)」の一部として、中間評価も含めて公表するとともに、部課長などの自覚と責任を持った取組を促すため、管理職員の行政改革に関する取組姿勢とその成果を、人事評価制度の評価対象とすることとする。

また、行政改革推進委員会から提言を受けた内容をはじめ、これまでの行政改革の取組のうち必要な事項についても、進捗状況や成果を継続的に確認していく。

一般の職員にあっては、人事評価制度、行政目的達成制度において、部の仕事目標、各所属の目標を踏まえた個々の職員の目標設定を行うに当たり、行政改革に関する各人の関わりを可能な限り業務目標に設定することで、行政改革の効果的なマネジメントのほか、目標達成に向けた職員の責任感とモチベーションの向上を図るものとする。

この行政改革大綱の進捗に関する情報は、市の広報紙やホームページ等を通じて市民に公表する とともに、職員へのフィードバックも行うことで情報を共有化し、各主体の意識を喚起し、改革へ の積極的な参加を促進していく。



生駒市行政改革大綱

新元号元年●月

生駒市 総務部 財政経営課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

電話:0743-74-1111(代表) FAX:0743-74-9100

http://www.city.ikoma.lg.jp/